

# 『2016年版 出る順行政書士 合格基本書』の追加・訂正につきまして

2016年4月18日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2016年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷の記載につきまして追加・訂正がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

## GD08394 『2016年版 出る順行政書士 合格基本書』 第1刷

(p. 26) **判例** 法の下の平等に関する判例

↓ (追加)

### ▼ 再婚禁止期間 (最大判平27. 12. 16)

再婚の場合に限って、厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である。民法 733条1項の規定のうち 100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、2008 (平成20) 年当時において、憲法 14条1項に違反するとともに、憲法 24条2項に違反するに至っていたというべきである。

### ▼ 夫婦同氏制 (最大判平27. 12. 16)

夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称すると定める民法 750条の規定は、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。本件規定は、憲法 14条1項に違反するものではない。

(p. 27) ▼ 衆議院議院定数不均衡訴訟 ③ (最大判平 27. 11. 25) (3行目)

回の (一票の較差が最大 ~~2.245~~ 倍であった) 平成24年の衆議

↓ (訂正)

回の (一票の較差が最大 2.425 倍であった) 平成24年の衆議

(p. 75) **天皇の国事行為** (表)

7条	3号	衆議院を解散すること ※裁判例は実質的解散権 (解決の決定) は内閣にあ
----	----	---

↓ (訂正)

7条	3号	衆議院を解散すること ※裁判例は実質的解散権 (解散の決定) は内閣にあ
----	----	---

(p. 373) **3 法改正 (2014年行政不服審査法改正) について** (下から7行目)

求に一元化 (改正法2条)、③ 標準処理期間の設定 (改正法16条)、争点・証拠の

↓ (訂正)

求に一元化 (改正法2条)、③ 標準審理期間の設定 (改正法16条)、争点・証拠の

(p. 449) **3 執行停止の取消し** (2行目)

を及ぼし、または処分の執行もしくは手続の続行を不可能とする

↓ (訂正)

を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したとき

(p. 465) (2) 不服申立前置主義 (審査請求前置主義) (1行目)

個別の法律 (例えば、住民基本台帳法 32条) に、処分につ

↓ (訂正)

個別の法律 (例えば、生活保護法 69条など) に、処分につ

(p. 471) **執行停止制度の比較** (表)

		行政不服審査法		行政不服審査法
		執行不停止 ( <u>34</u> 条 1 項)	→ (訂正) →	執行不停止 ( <u>25</u> 条 1 項)
		明文の規定あり ( <u>34</u> 条 4 項)	→ (訂正) →	明文の規定あり ( <u>25</u> 条 4 項)
		審査庁が <u>処分庁の上級行政庁</u> である場合 ⇒ 職権 + 申立て ( <u>34</u> 条 2 項)	→ (訂正) →	審査庁が <u>処分庁・上級行政庁</u> である場合 ⇒ 職権 + 申立て ( <u>25</u> 条 2 項)
		審査庁が <u>処分庁の上級行政庁以外</u> である場合 ⇒ 申立て ( <u>34</u> 条 3 項)	→ (訂正) → → (訂正) →	審査庁が <u>処分庁・上級行政庁以外</u> である場合 ⇒ 申立て ( <u>25</u> 条 3 項)
		審査庁による職権取消し ( <u>35</u> 条)	→ (訂正) →	審査庁による職権取消し ( <u>26</u> 条)
		明文の規定なし		明文の規定なし

(p. 537) (1) **金融機関の指定** (3 行目)

ません (235条 1 項)。市町村は、議会の議決を経て、金融機関を指定することができます (235条 2 項)。

↓ (追加) ↓ (追加)

ません (235条 1 項、施行令168条 1 項)。市町村は、議会の議決を経て、金融機関を指定することができます (235条 2 項、施行令168条 2 項)。

(p. 602) **取締役会の有無と業務執行・代表** (表)

↓ (追加)

監査等委員会 設置会社	取締役会が意思決定し、代表取締役・業務執行 取締役が執行する (399条の13、363条)	代表取締役 (349条)
----------------	--	--------------

(p. 749) **3 公的個人認証制度** (1 行目)

2004年に施行された電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 (公的個人認証法) は、行政手続のオンライン

↓ (改正/2016年1月1日施行)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (公的個人認証法) は、行政手続のオンライン

(p. 773) **4 利用停止等** (2 行目)

保有個人データが16条 (利用目的による制限) に違反する取

↓ (訂正)

保有個人データが16条 (利用目的による制限) に違反して取

以上のように、訂正してお詫びします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひします。

**LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部**